

# 人吉市農業委員会定例総会

(第8回)

令和7年8月25日

人吉市農業委員会

# 人吉市農業委員会定例総会会議録

令和7年8月25日

人吉市役所 2階 202会議室

## 議事日程

- 日程第 1 議第 45 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 2 議第 46 号 農地法第5条の許可申請に対する意見の決定について  
日程第 3 議第 47 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

### ○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	湊 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

### ○ 出席推進委員（14名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	中 村 郁 子
同	18番	椎 葉 徹
同	19番	元 田 和 弘
同	20番	赤 池 親
同	21番	迫 田 公 江

同	22番	仲村建彦
同	23番	北山加一郎
同	24番	東憲孝
同	25番	東照

○ 欠席した委員

推進委員 15番 竹田博

議事録署名農業委員 3番 原口政廣

議事録署名推進委員 22番 仲村建彦

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	竹内常泰
係	長	豊永英紀
主	任	淵田奈緒美
再任用職員		坂井正子

開会 9 : 30

- (議長) おはようございます。本日の会議は、15番委員から欠席届が出ておりますが、出席委員数が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和7年第8回人吉市農業委員会定例会を開会いたします。本日の議事録署名委員に3番委員、22番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- (事務局長) 議事日程 朗読

- (議長) 日程第1・議第45号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- (事務局係長) 日程第1・議第45号 朗読

- (議長) 1番について8番委員の調査報告をお願いします。

- (8番委員) おはようございます。議第45号、農地法第4条の許可申請に対する調査報告をいたします。農地の所在、地目は記載のとおりでございます。農振区分は農用外で

ございます。面積は354㎡でございます。申請人は記載のとおりでございます。転用目的はドッグランです。ここは畑だったのですが、下に岩盤が入っていてなかなか水捌けが良くなく、野菜が作りにくいということでドッグランにされたということでした。申請地は自宅の近くでもあり、近くに民家も一軒ありますが、連れてこられるのがドッグランでも一軒だけで、あとは我が家の犬を開放しているということで、騒音被害などは起こらないということ聞いてまいりました。ここは第3種農地で都市計画用途指定区域内でございます。既転用で始末書も添付されております。事業計画に関しましては、雨水、生活雑排水等は自然浸透で被害防除はないということでした。何かあった場合には、双方で話し合って解決していただくよう指導しております。位置図はタブレットをご覧ください。次に実質審査表ですが、農地の区分は第3種農地で、第3種農地の転用は許可することが出来るとなっております。一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございます。

1番の報告について質疑はありませんか。

○（7番委員）ドッグランということですが、いつ頃からされていたのでしょうか。

○（8番委員）昨年の農地パトロールで確認した際にはされておりましたので、早く申請をしていただくよう14番委員と事務局と指導をして、今回の申請に至っております。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。日程第2・議第46号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第2・議第46号 朗読

- （議長） 1 番について 1 番委員の調査報告をお願いします。
  
- （1 番委員）おはようございます。議第 4 6 号、農地法第 5 条の許可申請に対する 1 番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は 1 筆で 3, 5 2 3 m<sup>2</sup>です。貸付人、借受人は記載のとおりで転用目的は砂利採取の一時転用です。着工と完了は記載のとおりです。農地の区分は農振農用地区域内農地です。申請地はタブレットの 2 ページのとおりです。現在の申請地は持ち主が貸している畑でございまして、着工は許可日からとなっておりますが、現在、トウモロコシを栽培中で 9 月末頃に収穫をした後に着工をするということで了承を得ておられます。また、砂利採取ですが、砂利採取法に基づき採取するということで誓約書が出ておりますが、周りのほとんどは畑になっておりますので、粉塵やダンプの往来などには十分に気をつけてやっていただくようお願いをいたしました。また、埋め戻しをした後は今までされたところを見ると、石ころが結構多くありましたので聞いたところ、3 回までは石を取り除くということで了承をしていただいております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。一般基準として 1 番、3 番、4 番、6 番、8 番、9 番は適当と判断をいたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。
  
- （議長） ありがとうございます。1 番の報告について質疑はありませんか。
  
- （6 番委員）畑に戻されると思いますが、その後は譲渡人が栽培されるのでしょうか。
  
- （1 番委員）譲渡人は農業が出来ないような状態です。
  
- （6 番委員）その後はどうされるのでしょうか。
  
- （1 番委員）やはり同じように貸して作ってもらうことになると思います。
  
- （6 番委員）譲受人がされるのでしょうか。
  
- （1 番委員）譲受人ではなく、別の方になります。
  
- （6 番委員）譲受人がまた別の方に渡されるということでしょうか。
  
- （1 番委員）別の方になります。持ち主が別の方に今、貸されています。畑に戻された

後はまたその方に作っていただくことになるかと思えます。

- （事務局係長）事務局から補足いたします。この場合は一時転用なので、賃貸借権の設定になります。権利が所有権移転ではないので、また元に戻して農地に戻った場合には、また別の方が耕作をされるということです。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （16番委員）参考までに教えていただきたいのですが、自社資金の1,900万円というのは、砂利採取に係る費用ということでしょうか。
- （1番委員）そうです。
- （16番委員）持ち主の方に支払われる金額も含まれるのでしょうか。
- （1番委員）含まれます。
- （16番委員）金額というのは内々で決められるということでしょうか。だいたいどれくらいなのでしょう。
- （事務局係長）もちろん金額については会社と相手さんとのやり取りになるので、そのあたりの金額は農業委員会としてこの金額でなければ一時転用出来るや出来ないなどということとはございません。そのあたりの金額に関しては関わっておりません。
- （1番委員）申請地付近は数年前にも砂利採取がありました。だいたい反のいくらかを決められているようです。
- （事務局係長）金額について関わってはおりませんが、内訳書には金額は出していると思います。許可に関することではないので、ここでは申し上げないほうがいいかと思っております。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。  
日程第3・議第47号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○ (事務局係長) 日程第3・議第47号 朗読

○ (議長) 利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が、2番と3番は21番委員の親族、6番は1番委員の親族となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

○ (事務局 坂井) お手元の資料をご覧ください。令和7年8月19日付で人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)についての意見決定を求められております。

1ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。左側の今回について「田」が8,579㎡、「畑」が15,580㎡、合計の24,159㎡になります。一番下の所有権移転はございませんでした。本年累計は右側のとおりです。

次に2ページをご覧ください。農地中間管理機構の利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が5件、その全てが利用権設定からの移行分になります。更新が4件、計の9件ございました。利用権の転貸の「田」が8,579㎡、「畑」が15,580㎡、合計で24,159㎡でございます。以上、報告を終わります。

○ (議長) ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○ (議長) 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時

間を5分間ほどとります。9時55分まで各自で審査をお願いします。

( 各自審査 )

- (議長) 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。
- (6番委員) 6番から9番は既に出し手から出ているので、ここには記載がないのでしょうか。
- (事務局 坂井) 6番から9番については、更新になりますので、最初の時に出し手の分は出ております。今回、更新の分になりますので、出し手の分は出ておりません。
- (議長) よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) それでは、質疑もないようですので、採決いたします。  
2番、3番、6番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
貸借設定の2番、3番、6番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
これで本日の議事は全部終了いたしました。  
これにて令和7年第8回人吉市農業委員会総会を閉会します。

( 9時55分 終了 )

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員